

豊川市民病院と豊橋創造大学との連携・協力に関する協定書

豊川市民病院（以下「甲」という。）と豊橋創造大学（以下「乙」という。）とは、大学教育と研究活動の振興、学生の健全な育成及び地域医療の進展に寄与するため、相互の人的・知的交流を通じ、持てる資源を活用することにより、連携・協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが人的交流、施設の活用、各種活動への参加等の包括的な連携のもとに相互に協力し、もって大学教育と研究活動の振興、人材の育成及び地域医療の進展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について、連携・協力をする。

- (1) 乙の保健医療学部看護学科、理学療法学科等に対し、講師又は発表者として甲の医師等を派遣すること。
- (2) 甲に対し、乙の研究者による学術的助言、大学図書館の利用許可等の支援を行うこと。
- (3) 甲の施設において乙の臨地実習、臨床実習等を積極的に受け入れること。
- (4) 乙の学生が病院事業を通じて行う社会貢献活動を推進すること。
- (5) 甲乙の協働による研修会、講演会等を企画し、開催すること。
- (6) その他甲と乙との合意に基づく連携・協力の取組を行うこと。

（連絡・調整会議）

第3条 甲と乙は、前2条に定められた連携・協力について協議するために、必要に応じて連絡・調整会議を開催することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する2箇月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申出がない場合には、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（その他）

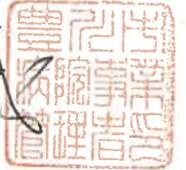
第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力に関し必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 28 年 11 月 14 日

(甲) 愛知県豊川市八幡町野路23番地
豊川市民病院
豊川市病院事業管理者

佐々未信



(乙) 愛知県豊橋市牛川町松下20-1
豊橋創造大学

学長

伊藤晴康

